

環境建設常任委員会行政視察報告書

環境建設常任委員長 土田 真清

【視察日程】令和6年7月22日（月）～24日（水）

【視察委員】土田真清委員長、林龍太郎副委員長、佐藤幸雄委員、皆川英二委員、内山航委員、武田勝利委員、佐藤誠委員、志田常佳委員、高橋聡子委員、小柳聡委員、石附幸子委員、小泉仲之委員

【視 察 地】茨城県猿島郡境町、茨城県鹿嶋市、茨城県桜川市、群馬県高崎市

【調査事項】茨城県猿島郡境町：自治体初の自動運転バス定常運行について
茨城県鹿嶋市：東日本大震災の影響による液状化対策事業について
茨城県桜川市：歴史まちづくり法に基づく「桜川市歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）」の取組について
群馬県高崎市：「高崎市都市集客施設基本計画」による高崎アリーナの整備について

○自治体初の自動運転バス定常運行について【茨城県猿島郡境町】

1 自動運転バス導入の経緯

かつては河岸の町として栄えた人口約2万4,000人の境町は、茨城県西南部に位置しているが、鉄道がないため自動車が住民の足となり生活を支えている。かつての交通の要衝（川運が盛んだった）も最寄りの鉄道駅へは自動車で30分程度かかる。また路線バスは走っているものの公共交通のインフラが充実しているとは言えず、移動手段は専ら自動車で、高齢者が運転免許証を返納したくてもできない実情がある。



このような課題を抱える中で、橋本正裕町長が自動運転バスに関するネット記事を読んだことがきっかけとなり、1か月後にはSBドライブ株式会社（現BOLDLY株式会社）の佐治友基社長と橋本町長の面談を皮切りに、30日と経たないうち異例の早さで臨時議会において予算が承認された後、幾度かの試乗会や実験走行を重ね、令和2年11月25日には自動運転バスの出発式を迎えることになった。

2 導入後の効果について

導入後は、様々な面で大きな効果をもたらしていると言えるであろう。

まずは経済効果から、令和5年2月時点の資料によれば、約7億円の効果があったと言われている。

テレビによる放映 22 件、新聞等メディアによる掲載が 67 件、東京一境町の高速バス乗車人数が令和 3 年 9 月の 478 人から令和 5 年 2 月時点では 3 万 1,641 人と、特に東京からの来訪者が増えている。また、公的機関、団体、民間企業や大学からの視察が多数あり、圧倒的な知名度の向上をもたらしたと言える。地域住民からは、買い物に行けるようになった、塾の送迎の必要がなくなった、免許証を返納しても生活していける見通しがついた、境町に来てくれる人が増えた、東京駅行きの高速バスとの接続がなされ大変便利になったなどの声が多く寄せられている。

法律規制の緩和効果や、国からの助成金や交付金を受けることにつながるなど、効果は多方面で実証済みである。

3 今後の課題と展開について

自動運転バスをスムーズに走らせ、交通弱者といえる高齢者などがその利便性を充分に享受するためには、ハードとソフトの両面をただ導入するだけでなく、境町では多様に先々のことが考えられていることがよくわかった。その土地で暮らしを営む住民がその役割を認識し、運行に対してさらに協力する姿勢が大切なのではないだろうか。

現在運営コストは、ふるさと納税と補助金等を活用しているが、もしもの時のシミュレーションも必要と考える。境町における今後の展開は、運行ルートを町民ニーズに合わせた形で順次延伸予定とのことであった。また、Ma a S によるオンデマンド運行により、L I N E でバスを呼べる乗車時顔認証システムの導入、カーシェア、サイクルシェアとの連動を目指していくという。

4 所 見

道路幅が狭く、バス停が数多く設置されているので、バスの速度（25 k m / h）と相まって渋滞を招いているのではないかと考えたが、逆に交通渋滞は 1 年間で約 9 割減少したという。これについては、運行に関しての創意工夫や広報活動のたまものであり、住民の自動運転バスの運行情況に対する認知が大きく進んだ結果と考える。

また、住民の自動運転バスの運行に対する理解が、おらが町の自動運転バスの思いにつながっており、住民のシビックプライド醸成にも大きく貢献していると感じた。

自動運転バスを横のエレベーター機能として考えると、既存事業者と運行路線のすみ分けが可能になり、本市においても導入が十分考えられる事例であることが確認できた。



境町の倉持議長の話の中で、町も議会も町民も同じ方向を見たことで、自動運転バス定常運行事業が成り立ち、政治の役割の大切さなども改めて強く感じる事ができた視察であった。

○東日本大震災の影響による液状化対策事業について【茨城県鹿嶋市】

1 概要

(1) 液状化被害地区における事業の概要

鹿嶋市は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、震度 6 弱を記録、全壊 468 棟、大規模半壊 604 棟、半壊 2,071 棟、一部損壊 2,507 棟の宅地被害が出た。

液状化の被害の把握とともに、再度の災害発生を抑制する対策を行うため、平成 24 年 7 月 4 日に第 1 回液状化対策検討委員会を立ち上げ、液状化地盤の検証、地質調査及び測量調査を実施し、平成 25 年 2 月 25 日の第



3 回会議までに被災後の地盤状況の再現、被災後における液状化層の判定、再液状化の判定結果、再液状化における地盤沈下量の予測を行った。その後、平成 25 年には、第 4 回、第 5 回、第 6 回会議で、液状化対策区域の絞り込み、液状化対策工法の検討を行った。

調査地区に選定されたのは 6 つの地区で、水平地盤に加えて緩やかな傾斜地盤もあり、液状化だけでなく地盤流動も発生したことにより家屋、道路や上下水道等のライフラインが甚大な被害を受けた地区である。特に建築物被害の 20%に当たる 1,447 棟は液状化による被害を受けており、このことから市は 6 つの地区 280.4 ヘクタールを液状化対策事業の検討対象地区として選定し、被害状況の調査及び対策工法の検討に必要な地質調査等を実施することとした。

検討委員会での検討の結果、6 地区中、有効性が確認された 3 地区で地下水位低下工法による対策工事を実施した。地下水位低下工法とは、市道などの公共施設の道路下を掘削、軽量鋼矢板を圧入し、3.5 メートル掘り下げた場所に砕石と暗渠排水管（高密度ポリエチレン有孔管）を敷設して水を抜くことにより地下水位を低下させるもので、地下水位低下により、液状化しない層の厚さ増大と液状化に対する地盤強度の増加を図る工法である。

効果検証は平成 30 年 4 月から令和 2 年 3 月までの 2 年間行われた。効果検証方法は、工事着手前に設置された水位計と沈下計を基に観測を実施し、目標推移に達しているか、沈下に影響がないか行うもので、工事後 1 年間行った。一部、目標水位に達しない箇所を 1 年間延長し、追加調査や試験などを実施した。地下水位低下工法（自然流下方式）により、全ての箇所地下水位を低下させ非液状化層を厚くする効果の発現が、D c y 法、P L 法により確認され、令和 2 年 1 月 17 日、第 18 回液状化対策検討委員会にて、液状化対策事業の完了が承認された。

(2) 鹿島神宮周辺地区の地区計画の概要

地区計画とは、地区の特性に応じて一体的に良好な環境を整備、開発、保全することを目的とした計画で、鹿島神宮周辺地区の地区計画は、鹿島神宮を中心に鹿島神宮の門前通りを含む約 30.0 ヘクタールについて、歴史文化の漂う地域に根差した商業、観光地の整備を進め、鹿島神宮の玄関口として本地区の景観、環境の維持、推進と商業の活性化を図り、利便性と快適性



に満ちた魅力ある都市空間の想像を図ることを目標としている。この地区計画を踏まえて、鹿島神宮通り及び神宮坂地区約 7.9 ヘクタールを地区整備計画区域に設定した。地区整備計画区域等の参道高さ制限地区では、鹿島神宮の鳥居や森と調和した景観を守るため、鳥居が約 10 メートルであることから鳥居を見下ろさないことを目的に高さを 13 メートルまでと制限している。ほかに地区整備計画区域内では、工場やラブホテルなどの性風俗店の建築を制限する建築物の用途制限や、道路に面

した垣、柵については生垣、竹垣、板垣を基本とすること、屋根の形態は傾斜屋根とし、色は白、黒、灰色などの無彩色を基本とすること、外壁色の制限、広告物、看板の面積、色の制限を行っている。この整備区域内では、建物の新築、増築、改築、外壁、屋根の塗り替え、ふき替え、広告看板、垣や柵の整備は市への届出が必要となっている。

2 所見

本市は能登半島地震により液状化による多大な被害を受けており、被災家屋への支援とともに、今後の液状化の再度の発生抑制を行う事業をどのような計画、工法、工程で行うかが問われている。

東日本大震災で同様に液状化被害を受けた鹿嶋市が実施した事業工法と結果を視察し、大変参考となった。また、地盤の調査の結果、地下水位低下工法が適していることが明らかとなり、公共道路の下 3 メートルに排水管を埋設し、水を抜くことにより地下水位を低下させる工法を実際に行った施工手順も示されていたこと、その効果を検証するために水位計と沈下計を設置して効果検証を行った具体的内容も参考となった。

市担当者からは、東日本大震災の際の液状化対策事業の国負担により、液状化対策の市財政負担は毎年の排水管から水を抜くためのポンプ維持費 160 万円くらいで、鹿嶋市の事業負担はなかったとのことだったが、今後の本市の事業を考える上でも念頭に置く必要がある。また、公共道路の下で工事を行う事業であることから民地の負担はなく、個人負担なしで事業が行われたことも特筆に値することであると考ええる。

鹿嶋市の地形は傾斜があり、埋設した排水管の水抜きは基本的には自然流下で行えたことは、本市とは地形の特徴が違う点であり、それを含めて、本市で行う液状化対策は、十分な調査と技術的知見を集め、しっかりと検討することが必要であると感じた。

鹿島神宮周辺地区の地区計画は、基本的には液状化対策事業とは関連はしないものではあったが、都市計画として、鹿島神宮周辺、参道地域の景観をどのように保全し、歴史と文化を生かした都市計画のゾーニング、地区計画、地区整備計画はどうあるべきか、大変参考となる視察であった。

○歴史まちづくり法に基づく「桜川市歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）」の取組について

【茨城県桜川市】

1 桜川市の立地

桜川市は、面積が 180.06 平方キロメートル、人口が 3 万 6,236 人、世帯数が 1 万 3,510 世帯で、茨城県の中西部に位置している。南側はつくば市に隣接し、市境には日本百名山の一つである筑波山がありそこから常陸三山と呼ばれる山が南北に連なっている。その西側に、歴史的建造物などが残る真壁の町並みがある。



2 真壁の町並みの歴史と特徴

真壁の町並みは、平安時代末期から真壁地区を治めていた真壁氏の築いた中世真壁城の城下町を基礎とする町割りを残している。真壁城が廃城となった江戸時代には、藩の政庁である陣屋が置かれ、江戸時代を通して政治的中心として存続してきた。真壁地区は、大規模な街道や河川に面していないが、歴史的な経緯と、近郷に大きな町場が成立しなかったことなどにより、地域経済や文化の中心地として発展してきた。

江戸時代以降の歴史について、江戸時代前期には、大阪や奈良、岡崎から木綿を仕入れて月 12 回の市を開き、会津や米沢など、東北の商人を集める木綿流通の拠点として、さらに周辺地域の物産が集積する在郷町として繁栄した。

江戸時代後期には、商取引の中核が木綿から米穀や酒造へ移行、また、天保 8 年（1837 年）の大火により、それまでかやぶきだった陣屋の屋根が瓦ぶきになり、商家では見世蔵や土蔵を建設するようになった。現存する古い建物は、この大火直後のものである。

明治時代には、製糸業の興隆もあり、呉服太物商が軒を連ねるようになる。見世蔵、土蔵も増加し、藩の規制が外れたことにより、商家が次々と薬医門という門を建設していった。

大正時代から昭和時代初期には、明治時代中期から始まった石材開発が大きく発展し、大正 7 年（1918 年）に筑波鉄道が開通、真壁駅が開業した。この頃、2 階建て町家や洋風建築などが建設された。

このような歴史的経緯により、中世城下町以来の町割りの中に、時代や様式を異にする多様性に富んだ町並みが形成されたことが、真壁の町並みの特徴といえる。真壁の町割りを昔と今とで比較すると、地区内の東西、南北の道路の位置や道幅はほとんど変わっていない。約 400 年前に成立した町割りがその後ほとんど変わらずに残されているところも、真壁地区の大きな特徴である。

3 町並みの再発見

真壁の町並みが注目されるきっかけになったのは、平成 4 年 3 月に真壁町歴史民俗資料館が企画した真壁の町並みと景観展である。これは真壁の町並みや景観に注目した初めての展覧会であり、このことが刺激となり、翌年に市民団体、ディスカバーまかべが結成された。以降、ディスカバーまかべ

は精力的に真壁の町並みの重要さをアピールする活動を継続し、30 年経過した現在も、町並みの魅力を一押しし続けている。また、平成 6 年に真壁城跡が国の史跡に指定されたことも、真壁が注目される大きなきっかけとなった。

市民団体のディスカバーまかべの活動としては、平成 5 年以降、町並み保存の必要性を訴えるかわら版の発行、町並みガイドマップの作成、フォトグランプリ、蔵を使ったコンサートや絵画展、案内板の設置、シンポジウムの開催などがある。

そんな中、平成 8 年に、登録文化財という制度が新しく創設された。登録文化財とは、指定文化財に比べ緩やかな規制であり、文化財としての価値があると思われるものを文化庁の台帳に登録し文化財を後世に幅広く継承していくというものである。

平成 11 年には、ディスカバーまかべから合併前の真壁町に対し、登録文化財制度に取り組むよう提言があり、当時の真壁町が調査を開始し、歴史的建造物の所有者に登録の申請を勧めていった。

4 町並みを生かしたまちづくりの展開

同じ年の平成 11 年に、潮田家の建造物 4 棟が真壁の登録文化財第 1 号となり、その後毎年、十数棟を調査しては申請していった。平成 13 年には真壁町の登録文化財が 32 棟となり、この時点で町村としては日本一の数となった。その後も増え続け、平成 17 年には登録文化財が 104 棟になったが、既に合併して桜川市となっていたため、当時、登録文化財の数が全国第 3 位を誇る市となった。登録文化財の数が増えていくことで真壁の町並みへの注目を集め、この町並みを何とか残したい、という機運が少しずつ高まっていった。

平成 12 年には地元商店会有志が大正時代の町家を無料休憩所に、平成 13 年には石蔵を蔵布都という藍染め小物の展示販売の店舗に活用、真壁街並み案内ボランティアの活動開始、登録文化財の所有者による真壁町登録文化財を活かす会が結成された。また、平成 14 年には、商店会によるまちづくり真壁の発足など、ディスカバーまかべ以外の市民団体も設立され、平成 15 年には、今年で 20 回目を迎えた真壁のひなまつりの第 1 回目が開催された。

このように、町並みを生かしたまちづくりが活発化し、平成 15 年に真壁町は地域づくり総務大臣表彰を受けている。

5 登録文化財の保存

登録文化財制度に積極的な取組を行ったことや、真壁のひなまつりの開催により観光客が非常に増えたことで、真壁の町並みは文化庁からも注目されることとなり、さらなる保存措置への機運が高まった。特に、登録文化財を修理する際の工事費の補助金がないことから、修理をいかに進めるかが課題となり、修理費の補助制度を伴う伝統的建造物群保存地区という文化財保護法に基づく制度への取組を検討していった。

伝統的建造物群とは、文化財保護法に掲げられる文化財の一種で、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群



で価値の高いものと定義されている。

また、伝統的建造物群保存地区（略称：伝建地区）とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため市町村が定める地区と定義されている。分かりやすくいうと、伝統的な建造物が群をなしている歴史的な町並みを保存していくことを目的とした地区になる。さらに、重要伝統的建造物群保存地区（略称：重伝建地区）とは、伝建地区のうち、価値が特に高いものとして国が選定した地区であり、真壁地区はこの国に選定された重伝建地区に該当する。重伝建地区になることで、伝統的な建造物の修理や、真壁の町並みに合わせた建物を新築する際などに、国の支援が受けられるようになる。現在、全国で 127 地区（105 市町村）の重伝建地区があり、本県では佐渡市の宿根木が重伝建地区になっている。

6 伝建地区制度の導入 点から線へ、線から面へ

伝建地区制度を導入するため、平成 15 年に伝統的建造物群を保存するための調査を開始し、平成 18 年には調査報告書が完成した。さらに、平成 19 年には伝建地区の条例を制定し、平成 21 年には伝建地区を決定し、伝建地区制度を導入していった。平成 22 年には、国の重要伝統的建造物保存地区に選定された。茨城県では初の重伝建地区として新聞でも取り上げられ、現在でも茨城県で唯一の重伝建地区となっている。この重伝建地区に選定されたことに伴い、伝建地区における建造物の修理などをする際に、市から補助金を交付できる体制を整備することができた。

一方で、100 棟を超える登録文化財の中には、伝建地区のエリアに入っていない登録文化財もある。伝建地区エリアの外にある登録文化財については、伝建地区の補助金の対象とならないため、新たに修理の補助金を交付できるような制度を検討する必要があった。

平成 21 年、桜川市歴史的風致維持向上計画、通称、歴まち計画を策定し、国からの認定を受けた。この歴まち計画に、伝建地区には入らなかった登録文化財の修理事業を位置づけることにより、修理費の補助金を交付できるようにした。

7 町並み保存の試練と教訓

平成 21 年に歴まち計画の認定、平成 22 年に重伝建地区に選定され、ようやくここからスタートという平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災が発生し、真壁地区では震度 6 弱の揺れによって伝建地区における伝統的な建造物の 9 割が被害を受けた。屋根瓦や土壁が崩落した建造物が多くあったが、重伝建地区に選定されていたことや、歴まち計画が認定されていたこと、各関係者からの支援もあり、震災の年度から災害復旧事業が年々進んでいき、令和 2 年 3 月には、所有者から要望のあった伝統的な建造物の災害復旧事業がすべて完了している。

8 修理費の補助

重伝建地区の伝統的建造物については、補助対象経費のうち国が 52%、市が 28%を負担し、残りの額が所有者の個人負担となる。例えば、1,000 万円の修理工事をする際は、国が 520 万円、市が 280 万円、所有者負担は 200 万円となる。

また、伝建地区外の登録有形文化財については、国と市がそれぞれ 3 分の 1、上限 100 万円の補助金を交付し、残りが所有者の個人負担となる。例えば、300 万円の修理工事をする際は、国が 100 万円、市が 100 万円、所有者負担も 100 万円となる。このほか震災当時は、補助率のかさ上げや県から

の補助もあった。

このような補助金を出せるのは、重伝建地区への選定や歴まち計画の認定によるものであり、震災前にそのような取組をしていたことが不幸中の幸いであった。

9 歴史まちづくりの概要

我が国の町には、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造、販売や祭礼行事など、歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれていることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出している。しかし、維持管理に多くの費用と手間がかかること、高齢化や人口減少による担い手が不足していることにより、歴史的価値の高い建造物や、歴史、伝統を反映した人々の生活が失われつつある。

歴史まちづくり法はこのような良好な市街地の環境（歴史的風致）を維持、向上させ、後世に継承するため、平成 20 年 11 月 4 日に施行された。

歴史的風致とは、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境と定義されており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念である。そのため、単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけではなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されていて初めて歴史的風致が形成されているものとし、この歴史的風致をそのまま維持するのみならず、歴史的な建造物の復原や歴史的風致を損ねている建造物の修景等の手法によって、積極的にその良好な市街地の環境を向上させることを目的としている。

現在、桜川市では、街なみ環境整備事業を活用し、歴史的風致形成建造物である登録文化財の修理に対する間接補助事業を実施している。

(1) 桜川市歴史的風致維持向上計画（第 1 期）の概要～平成 20 年度から平成 32 年度

第 1 期の計画では、4 つの歴史的風致のうち、3 つが真壁地区を含む歴史的風致となっている。

1 つ目は、真壁の町並みと祇園祭である。真壁祇園祭は 400 年の歴史があり、国の無形民俗文化財に選択されている祭礼である。祇園祭は、山尾地区の五所駒瀧神社から城下町の真壁地区にみこしの遷座を受け、各町の安全と五穀豊穡を祈願するもので、夜には各町から山車が繰り出され、にぎやかに町を彩る。例年 7 月 23 日から 26 日の間に行われていて、視察日はこのみこしの遷座日であった。

2 つ目は、真壁地区の商家と商いである。真壁地区では江戸期以降に建築された見世蔵等で、今でも商いが行われている。

3 つ目は、伝統的な産業と町である。伝統的な工法により梵鐘が製造され、完成時に聞こえる鐘の音や鋳込みのときに聞こえる読経は、この地区ならではの雰囲気醸し出している。

重点区域における施策、事業概要については、歴史的風致維持向上計画に基づき各種事業を実施している。現在、市で所有している旧真壁郵便局の活用を図るため、土地家屋鑑定、耐震・修理箇所調査、公有化などを行った。

真壁伝承館については、陣屋跡に町の公民館が建っていたところを、解体、発掘調査、公開施設建設、陣屋遺構の整備を行ったものである。板塀の修景事業では、歴史景観に配慮し、個人宅

のブロック塀を板塀にする修景事業を建築士会と連携して行った。現在市が所有する旧高久家住宅は、元は空き家だったが、東日本大震災を機に市が寄贈を受けて復原修理し、公開活用施設にするとともに、ポケットパークを整備した。

歴史的風致形成建造物修理事業は、伝建地区外の登録文化財の修理に対する間接補助事業である。歴史的風致形成建造物の修理に対して助成を行い、歴史的風致の向上を図り、平成 26 年までに 26 件が竣工している。

(2) 桜川市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）の概要～令和 3 年度から令和 12 年度

第 2 期の計画では、4 つの歴史的風致のうち 2 つが真壁地区を含む歴史的風致となっている。

1 つ目の真壁の町並みと祇園祭にみる歴史的風致及び 2 つ目の在郷町にみる歴史的風致については、第 1 期の計画から引き継がれているものである。

3 つ目は、桜と桜を守る人々の活動にみる歴史的風致、4 つ目は、ミカン栽培にみる歴史的風致である。第 2 期の計画では、重点区域を真壁地区だけではなく、離れた位置に設定することで、回遊性の向上を図っている。

(3) 重点区域における施策、事業概要

歴史的風致形成建造物整備事業は、歴史的な建造物の修理に対する間接補助事業で、第 1 期の計画から引き継がれている事業である。その他、ヤマザクラ保全活用事業、歴史文化担い手育成事業、案内板等整備事業などがあるが、第 1 期の計画に比べるとソフト事業が多く、大規模なハード事業は実施していない状況である。

10 所見

桜川市真壁町は、戦国時代末期に真壁氏が築いた城下町が江戸初期に在郷町へと変化した町である。枡形と呼ばれる城下町特有の交差点が現存し、市街地には歴史的建造物が数多く残されている。しかし、基幹産業である石材業の衰退と、昭和 62 年の関東鉄道筑波線の廃線により、次第に活力を失っていった。

そうした中、この町の歴史を調べ、町のすばらしさに気づいた人々が、平成 5 年、ディスカバーまかべを結成。

歴史的建造物の調査、蔵や庭を生かしたコンサート、町並みをテーマにしたフォトコンテスト、シンポジウムなどを行い、真壁の町並みに対する人々の関心を高めて行った。彼らが役場に働きかけ、それに応えた行政の積極的な取組が功を奏し、平成 11 年、第 1 号の国の有形登録文化財が誕生。平成 17 年までに 104 棟が登録を受け、その当時、京都市、犬山市に次いで 3 番目の登録数を誇った。平成 22 年には、江戸時代以来の町割りを残す 17.6 ヘクタールが国の重要伝統的建造物群保存地区に選



定された。

真壁では、住民自らが町をよくしていこうと花いっぱい運動などを行ってきたが、行政が登録文化財のある町として歩み始めた頃、地域住民、商工会、行政職員が一致協力したまちづくり真壁が誕生した。平成 13 年に結成された真壁街並み案内ボランティアは、心のお土産を合い言葉に、町並み見学に訪れた人たちを年間 3,000 人以上案内している。また、旧真壁町役場の呼びかけに住民が応え、大正時代に途絶えた人形浄瑠璃が真壁白井座として復活。化学染料を一切使用しない伝統的な技術を受け継いだ真壁藍保存会も結成され、真壁左官教室からはプロの伝統技能者が巣立っている。さらに平成 15 年、自宅や店舗などに雛人形を飾ってもてなそうと、住民有志によって真壁のひなまつりが開催される。当初約 21 軒でスタートしたこのイベントは、会を作らない、補助金をもらわない、人に頼らない、の 3 つの無いをモットーに、誰もが自由に参加できる雰囲気醸成され、地元で活動していた様々なグループ、商工会、行政が協力するオール真壁体制へと発展。近年では、160 軒が参加し、1 か月の会期中に 10 万人を超える観光客が訪れる祭りに成長している。

真壁におけるまちづくりの出発点は地域外のよそ者視点である。真壁に暮らす地域住民にとって、古い町並みは当たり前のように存在していたが、よそ者から見ればそれが地域の特性であり宝物として映った。こうした流れによって地域住民に気づきが生まれ、様々な市民活動が生まれていくきっかけとなっていた。市民主体のまちづくりは、やがて行政を動かし、市民と行政による協働のまちづくりへと発展するなど、桜川市の取組は現代のまちづくりにおける大事な要素である公民連携の典型的な例といえる。

本市においては、湊町の歴史と文化を基礎とした中央区下町や古町花街のまちづくりの取組など、各区において地域の歴史と文化を基にした市民主体のまちづくりが実践されている。これらの活動に行政が協働することで本市のまちづくりが加速するものと考ええる。

桜川市の取組を参考として、本市における公民連携による歴史と文化のまちづくりの推進につなげていきたい。

○「高崎市都市集客施設基本計画」による高崎アリーナの整備について【群馬県高崎市】

1 基本計画の概要

(1)「都市集客施設構想」の背景

ア 4,600 万人交流圏を掲げ、市全域を集客都市（コンベンションシティ）と位置づけ、都心部へ、人、物、情報などの交流と新たな芸術、文化や技術などの創造を集積させ、それを市域全体に波及させることにより、より豊かで質の高い地域社会に発展させていく都市集客戦略ビジョン（平成 22 年策定）を高崎市の都市経営のグランドデザインとして明確にし、北陸、信越と、首都圏、東京を結ぶゲートウェイとしての集客都市を目指した。

イ 世界に通用する内陸最大の広域業務都市として、高崎駅東口線沿線、スマートインターチェンジ周辺に物流機能を充実させることができれば、物流移動量が飛躍的に増大し業務機能の集積が進展することから、今後、高崎駅東口エリアがビジネスの拠点になり、業務機能の集積が高まることが見込まれた。

ウ 高崎を代表する芸術、音楽ホールである群馬音楽センターの施設の老朽化や、舞台の狭さ、付帯設備の不備などが原因で、県内の他の施設と比べ公演回数が少なく、プロの本格的なエ

ンターテイメントとしてのコンサートや舞台芸術の公演にはあまり利用されていなかったことから、新しい音楽ホールの建設により質の高い創造的な演奏会や舞台公演が高崎で開催されることになり、群馬の音楽状況は一変することが予想された。

(2) 高崎パブリックセンター整備の基本方針

新しい高崎を創出するシンボルとなる都市集客施設は、高崎の文化の創造、発信の拠点となるとともに、産業、業務の中心としての機能と集積を高め、交流人口の増大を図る施設である。そして文化と経済の融合により、想像力と活力溢れる都市を創出し、市民、企業、行政の力を集結した新しい公共の考え方にに基づき体现した、公共サービスの創造や提供ができる施設としてのパブリックセンターである。

2 高崎アリーナ整備の概要

○第5次総合計画（平成20～29年度）

○平成24年4月 高崎市都市集客施設基本計画（案）公表（平成25年8月確定）

○平成24年7月 特別委員会にて「新体育館建設予定地概要」報告

○平成25年1月 高崎市新体育館基本計画策定

○平成25年3月 土地売買契約議決

○平成25年3月 新体育館建設設計者選定プロポーザルを実施

(1) 施設概要

総工費約161億円、敷地面積2万1,992平方メートル、最大収容約6,000席のメインアリーナ、移動式観覧席100席のサブアリーナ、柔剣道場、長さ約70メートル×10メートルのシビックプロムナードの他、会議室や多目的室などを備え、スポーツ大会やコンサートが開催できる。駐車場はアリーナの地下に200台分設置しているが、台数が少ないため城南に500台用意。駅からシャトルバスも定期運行されている。

3 基本計画におけるアリーナの果たす役割について

(1) スポーツは都市集客の大きな要素であることから、体育館を都市集客施設の一つとして位置づけたが、広域的な役割を担う体育館機能、高崎駅東口の自動車交通量の増加などを考慮し、都市集客施設基本計画からは実質切り離し、先行して別敷地に整備が行なわれた。

(2) バスケットボール、バレーボールをワンフロアに4面入る規模とし、全国レベルのスポーツ大会や、国際試合も可能なレベルとなったこと、郊外ではなく高崎駅に隣接した都心部にスポーツ施設が整備されたことによって、市民のスポーツ振興ばかりでなく、全国、海外のスポーツの交流拠点として集客施設としての機能を果たす。

(3) 高崎市内外の第一線のスポーツアスリートが集い、高崎市の青少年の未来に大きな希望をもたらす。

4 これまでの成果と課題について

(1) 高崎市が整備する集客施設のみならず、群馬県が整備した大型コンベンション施設（Gメッセ群馬）も開館し、高崎駅周辺は大規模集客施設が集積することとなった。

- (2) 高崎アリーナは国立代々木競技場や東京体育館の大規模改修時の需要を取り込み、国際大会や全国大会を開催し、メディアへの露出が急増。しかし東京オリンピック後、メジャーな大会は減少している。
- (3) 都市集客施設の整備手法として、再開発事業により東西エリアを一体で施工する予定であったが、東は市施工、西は再開発事業となり、市が東エリアを先行。西エリアの完成も当時は東エリアの1～2年後の予定であったが、郊外ではなく高崎駅に隣接した都心部にスポーツ施設が整備されたことによって、事業が立ち上がっていない。
- (4) 事業費が莫大で、昨今の工事費の高騰でさらなる上昇も懸念される。

5 所見

高崎アリーナは、もともと不足していたスポーツ施設を市集客施設として広域交流圏としての都市機能を生かし、駅からアクセスしやすい都心部に整備を行ったことで、国内外から新たな交流人口を



生み出す施設となった。スポーツを通じた産業振興だけでなく、市民にとっては子どもたちの育成面でも大きな影響を与え、敷地内に併設された親子で遊べる芝生広場やカフェ、イベント使用時以外に開放されているシビックプロムナードは、学生たちの学習スペースなどに利用され、交流やにぎわいを生む場所となっている。また、アリーナが新幹線の中から見えることで、高崎市の都市景観としての役割など、集客施設として様々な役割を果たしていることを感じた。

本市でも都心軸周辺エリアに、新たな交流人口を生み出すまちづくりの核となる集客施設を整備することは有効と考えるが、事業費が莫大であることから、実現には、官民連携による様々な整備、管理運営手法が求められる。